慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | ECにおける「充分な信頼と信用」：<br>判決執行条約第二七条を中心として |
| Sub Title | Full faith and credit in E.C. Law |
| Author | 平, 良(Taira, Ryo) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1987 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.60, No.2 (1987. 2) ,p.9- 25 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 田中實・ 中谷瑾子教授退職記念号 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19870228-0009 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# ECにおける「充分な信頼と信用」

## ——判決執行条約第二七条を中心として——

平　良

## 一

「充分な信頼と信用」の原則は、連邦国家を構成する州相互間において姉妹州の「法令、記録及び裁判手続」を承認する原則として用いられて来たものである。(1) 国家間においては外国判決や外国法令の承認の問題として、それぞれの国内法の原則によって外国法令、判決の効力が認められるか、条約によって特定外国の法令・判決相互の承認を行って来ているのである。ECにおいて、必しも公式の用語としてではないが、「充分な信頼と信用」という言葉を用いてこの問題について説明が行われるようになって来ている。(2) このことは、「充分な信頼と信用」という言葉を便利なキャッチフレーズとして借用しているのであるか、あるいはECの統合に応じて加盟国相互間において外国としてとらえるよりも、統合体の構成員として州に近づいた関係としてとらえるにいたったと考えられるのか、といった問

題が含まれているように思われる。

ECを成立させた三つの基本条約に[3]「充分な信頼と信用の原則」に当るものが明示されているわけではない。この問題は、一九六八年に制定され、一九七三年に発効するにいたった「民事又は商事に関する裁判管轄ならびに判決の執行に関する条約」から提起されてくるのであり、この条約は一九七五年の議定書により補充され、またECの拡大に伴って修正拡大された拡大EC判決執行条約の形をとっているものである。[4] この条約は、議定書によってその解釈がEC裁判所に付託されることを定めているのであり、すでにEC裁判所における解釈の先例を多数蓄積するにいたっている。このことから、まだ途上にあるとはいえ、ECでいうところの「充分な信頼と信用」の原則の特色を見ることは、ECの将来を考えるに当って意味のあることではないかと思われる。

(1) アメリカ合衆国憲法第四条第一項「各州は他州の法令、記録及び裁判手続に対し充分の信頼と信用とを与えなければならない。」オーストラリア連邦憲法第一一八条「すべての州の法律、公法律及び記録並びに司法手続に対しては、全連邦を通じて、充分な信頼と信用が与えられなければならない。」

(2) たとえば、イギリスで発行されている、EC関連の主要判例集である Common Market Law Reports において、"full faith and credit" という表現を、説明やインデックスのタイトルとして用いている。

(3) 基本条約は、いうまでもなく、石炭鉄鋼共同体条約 ECSC、経済共同体条約 EEC、原子力共同体条約 Euratom ならびにそれと組織上統合した統合条約 Merger Treaty を基本として考えている。一九八五年の単一ヨーロッパ法条約 Single European Act も基本条約と考えられよう。

(4) 一九六八年の条約については、川上太郎教授による、西南学院法学論集五巻二号七五頁、同、福岡大学法学論叢二一巻三・四号四七七頁に訳出紹介されている。さらに岡本善八教授「わが国際私法事件におけるEFC裁判管轄条約(一)(二)」同志社法学二九巻四号二頁、同二九巻五号一五頁に、一九七五年の議定書を含めて重ねて紹介され、また拡大条約については、岡本善八教授「一九七八年『拡大EC判決執行条約』(一)(二)」同志社法学三一巻二号八一頁、同三一巻三号一二九頁」に紹介されている。岡本教授の「わが国際私法事件におけるEEC裁判所管轄条約」には、同条約が有効となった初期のEC裁判所の判例が解説されている。これ等の判例は一九七六年のものである。本稿では関連する場合を除いて、それ以降の判例を中心に考え

てみたい。

## 二

もとよりＥＣにおける「充分な信頼と信用」の問題はアメリカやオーストラリアの連邦憲法における「充分な信頼と信用」とその範囲において相違する。すなわち、アメリカやオーストラリアにおいては法令に対する「充分な信頼と信用」の問題が含まれているのに対してＥＣにおいては、ＥＣ加盟姉妹国判決に対する「充分な信頼と信用」の問題として用いられているのである。

判決執行条約がＥＣ加盟国を拘束することから、この条約はＥＣ法の一部として、加盟国に直接適用される性質をもつものといえる。従ってこの条約の適用は第一次的には加盟国裁判所において行われる。とりわけ一九七五年の議定書によりＥＣ裁判へ附託されるにいたるまでは加盟国裁判所において直接解釈適用したものであり、一九七五年以後においても附託されないままに国内裁判所において適用されているものも少くない。European Law Digest を参照すると一九七六年まではこの条約を適用する例は十件に足りないが、一九七七年以後においては五十件を越えるにいたっている。

ＥＣ裁判所への付託が行われる以前の国内裁判所における条約適用の事例の二、三を見ることができる。条約第二七条に関連したものが多いことから条約第二七条を示しておく。

「第二七条　判決はつぎのばあいには承認されない。

1、承認が被要求国の公序に反するとき、

2、訴状が正規にかつ被告が防禦することのできる相当の期間内に敗訴の被告に送達又の通知せられなかったとき、

3、その判決が、被承認国において同一当事者間になされた判決と相容れないとき、

4、判決国の裁判所がその判決をなすに際し人の身分上又は能力、夫婦財産制、遺言および相続に関する問題を解決するに当り被要求国の国際私法の規定に違反したとき、但し被要求国の国際私法の規定が適用されたとしても、その決定が同じ結果になったであろうときはこの限りでない。」[1]

**Mamer v. Btand Landenbau K. G., Cour Supreme de Justice, Civil Appeal Division,** (1974)[2]

ルクセンブルグの住人 Mamer に対するドイツ Trier 地方裁判所による判決の執行をドイツ会社によってルクセンブルグにおいて求められた。ルクセンブルグの地方裁判所はその執行を承認した。被告 Mamer は判決執行条約第三六条を根拠としてルクセンブルグ最高裁判所に上告した。当時条約はすでにルクセンブルグにおいて批准されている。Mamer はドイツ裁判所の管轄権の欠如、およびドイツ法の遅滞利息はルクセンブルグの公序に反するものと主張しているのである。

ルクセンブルグの最高裁判所は、Mamer にはドイツ裁判所に出頭し管轄権を争う機会があったのにその機会を行使しなかったこと、利子は遅滞について請求されているものというよりは補償に当るものであり、管轄権の欠如、公序いずれについても Mamer の主張の根拠を認めず上告を棄却している。

**Societe Naturana v. Varenne, Cour d'Appel, Aix-en Provence** (1974)[3]

フランス国民である Vernne が、ドイツ会社の代理人となっていたが、手数料等についてドイツマルクで表示されている金額をフランスの労働裁判所 conseil de prud'hommes に訴えた、被告はこの訴はドイツの Tübingen に提起されるべきものであるとしてフランスの管轄権欠如を理由に訴の却下を申し立てたが認められなかったので控訴裁判所に控訴したのである。

条約第五条によると「契約または契約上の請求権が訴訟の目的であるときは、義務の履行された地または履行さるべき地の裁判所」に管轄権を認めているが、第一七条には文書又は口頭による合意管轄を認め、この事件では被告の

住所によることが合意されている。原告はこの合意はフランスの労働裁判所の決定に一致しないといっているが、契約が Gormaringen で締結され、また内容からも、ドイツ裁判所に管轄を認めるものとしている。原告は外国裁判所に管轄権を認めることが公序に反するという議論をしている。裁判所は条約が第二六条において「締約国においてなされた判決は別段の手続による必要なく、他の締約国において承認される。」もので、公序は判決の強制に当って考える問題であることを考えることが出来るのであり、この場合は契約締結地・履行地から考えて Tübingen 裁判所の管轄を認めたのである。

このように条約は加盟国において適用され解釈されていたのであるが、議定書によってＥＣ裁判所に付託されるようになって、多くのＥＣ裁判所判例が出るにいたった。(4) 条約の第二七条に関連した判例について、二、三紹介する。

**Peter Klomps v. Karl Michel (Case 166/80)**

Michel はドイツの Krefeld 地方裁判所において Klomps に対して、確定額債務の支払を求める請求をした。地方裁判所において支払命令が認められ、その命令は Klomps に送達されたが Klomps が不在のため郵便局に止めおかれ Klomps の住所に通知された。その後 Klomps は異議申立をしなかったので。強制命令が出され送達された。強制命令に対する異議申立期間が経過し命令は確定した。その後になって Klomps は当時自分の住所はオランダにあり、ドイツにはないことを主張して、地方裁判所の命令に異議を申し立てた。ドイツ地方裁判所は、当時 Klomps の住所はドイツにもあったといえるので Klomps の異議申立を却下した。その結果地方裁判所の判決は一九七七年七月一二日に確定した。そこで一九七八年になって判決執行条約にもとづいてオランダ Roermont 地方裁判所に執行の請求がされた。オランダ地方裁判所は Klomps の異議申立を認めず、ドイツ判決の執行を認めた。そこで Klomps はそれを不満としてオランダ最高裁判所に上告したのである。Klomps はドイツ裁判所に提訴された際にオランダに住所があり令状が送達されたとはいえないこと、又、オランダの地方裁判所は Klomps に充分な弁護の時

間が与えられていたかどうかを考慮していないことを主張しているのである。

オランダの最高裁判所は手続を停止し、EC裁判所の先行決定を求める付託を行っている。すなわち、

(1) ドイツ地方裁判所の支払命令および強制命令は条約における訴訟手続に当るものであるか。
(2) それが条約上手続に当るものとしたなら、送達や弁護のための期間が充分に与えられているか。
(3) 執行を求めている国において被告が原判決は欠席の上なされているといっている異議申立を承認しないことができるか。
(4) 最初の裁判所の令状の送達について、被告に弁護の機会を与えるように、充分な送達がされているかどうか。
(5) 条約第五二条との関係において住所があったといえるかどうか。

といった問題を指摘しているが、この付託はこの事件の問題点のすべてをEC裁判所に提出している。

EC裁判所はドイツ裁判所の支払命令を「手続を開始する文書」として認めて、条約の目的内に入ることとし、充分な弁護のための期間があったかについて、強制を求められている裁判所はその期間のみを考慮すれば良いのであり、原裁判所において被告が抗告期間をすぎてから抗弁してそれが却下されたことについては、強制を求められている裁判所はなお期間について審査することが出来るのであり、強制を求められている裁判所は令状送達そのものを審査出来るものであり、送達の適否も考慮できるのである。欠席判決にならないように性質を審査しうるものであると考えている。

**Pendy Plastic Produt BV v. Pluspunkt Handelsgesellschaft mbH (Case 22/81)**

オランダ地方裁判所はドイツに登録されているドイツ会社 Pluspunkt に対して、オランダ会社 Pendy に対する支払命令を出した。Pendy はその強制をドイツ地方裁判所に申し立てたがその申し立ては拒否された。ドイツの控訴裁判所はオランダ裁判所における令状の送達は適当でないことから地方裁判所の決定を支持した。令状はオランダの検事総長に提出され、さらにオランダの被告の住所に送達されたが、同住所に不在であったので、オランダ地方裁

判所は一九六五年のハーグ条約（令状送達条約）[6]による送達が出来ない旨の証明をした。Pluspunkt が出頭しないので、オランダの裁判所は Pendy に対して被告が充分な弁護のための期間をもって召喚状をえていることを証明するように命じた。原告は登記簿や通信から被告の住所がオランダにあることを示した。そこで裁判所は手続が果されていると考えて欠席判決にいたったのである。ドイツの裁判所は令状の送達がされていることは考えず、被告に充分な機会を与えていないのでブラッセル条約（判決執行条約）の下に強制命令を出すことはできないと考えたのである。この事件はドイツ連邦最高裁判所に上告され、連邦最高裁判所はＥＣ裁判所に付託することになった。付託は、

判決国において判決執行条約第二〇条によって、令状送達条約にもとづいて判決されているが、被告が出頭せず、弁護に充分な期間が与えられた上での送達がない場合に、判決執行条約第二七条(2)によって判決の承認されるか。

といったことを主たる問題点としている。

ＥＣ裁判所は判決執行条約、令状送達条約にもとづいているにしても、被告に充分な期間を与えることのなかった送達にもとづいている折には、執行を求められている裁判所が他国の欠席判決を調査することを認めている。法務官の意見においても、この問題は令状送達条約第一五条の問題となるとしているが、執行を求められた裁判所に審査されることを認め、そこにおいて拒否されることがありうるものと考えている。

**Leon Emile Gaston Carlos Debaecker and Bertha Plouvier v. Cornelius Gerrit Bouwman (Case 49/84)**[7]

オランダ国民 Bouwman は、ベルギー国民 Debaecker 他からベルギーのアントワープに事務所を借りる契約をした。一年ほどして、Bouwman は行先を告げないままに「夜逃同然に」いなくなってしまった。Debaecker の弁護士は Bouwman が出頭するようにという令状の発行を地区裁判所に求めこれが認められた。Bouwman の住所が分らないということから令状はベルギー法によってアントワープの警察委員会 Politiecommissariaat に送達されたが、アントワープの住所には送達されなかった。その後 Bouwman は Debaecker の弁護士に対してベルギーのエッセン

の郵便局の私書箱番号を通知したが、弁護士が放置していたので令状は Bouwman に到達していない。ベルギーの地方裁判所は Bouwman 不在のままに契約を終了し、Debaecker に補償の支払をするように判決をした。その判決は控訴がないということから確定した。同時に Debaecker はオランダのベルダにある地方裁判所に対しベルダにある Bouwman の銀行預金を支払停止にするように申し立てた。その頃になって Bouwman は自分に対し手続が行われていることに気がついた。オランダの地方裁判所はベルギー判決の強制を認めたが、Bouwman の控訴にもとづいて強制命令の却下を認めた。裁判所は、判決執行条約はベルギー法上適正に送達されていると認めているが、Bouwman は、充分な抗弁の機会が与えられていないこと、Debaecker の弁護士は連絡先を知っていたことを指摘した。裁判所は「令状の送達が適正に行われているにしても、例外的な場合に被告に弁護のための準備をとらせるのには不適正」といえるのであり、事実上被告は弁護のために出頭できなかったと考えている。そこで Debaecker は最高裁判所に、判断を行う裁判所で定めている期間に従って令状が送達されていること、令状の送達手続が開始されてから原告は被告に対し訴が行われることを強制されていないというのである。

最高裁判所は次のように問題をEC裁判所に付託した。

判決を与えた裁判所の定める期間に令状が送達され、被告がその管轄に何等かの形で居住しているといえる場合に、条約第二七条(2)が適用されるという要件が適用されないことがあるか。

第二七条(2)による送達があったとしても、例外として状況や時間から考えて不適正であったということがあるだろうか。

原告は令状の送達が行われた後において、被告の住所を通知されていたなら、被告に対して訴がさしせまっていることを知らせなければならなかったのであろうか。

被告は原告が通知された被告の住所を気にとめていないなら、裁判所に出頭しなかったということを裁判所にその後の手続を妨げられたものということが出来るか。

といったことを指摘しているのである。

裁判所は条約第二七条(2)は令状が送達され判決がされているなら適用されることを認めているが、令状送達後に生じた例外的な場合を考慮することは認められ、この事件のように原告が令状が有効になってから、被告の住所を知ったような場合において、送達が充分な期間内に行われていたかどうかといった点から考慮に入れることができるものと考えている。

この場合の被告の行為は、令状の送達が適正に行われていなかったことを裏付けているわけではなく、判決の執行を行う裁判所において令状が充分な期間内に送達されているかを考慮する一つの事項とされるものと考えているのである。

(1) 川上太郎訳、前出、福岡大学法学論叢五巻二号。
(2) [1974] 2 C. M. L. R. 407.
(3) [1975] 1 C. M. L. R. 205.
(4) [1982] 2 C. M. L. R. 773.
(5) [1983] 1 C. M. L. R. 665.
(6) Convention of Service Abroad of Judicial and Extrajudicial Documents in Civil and Commercial Matters 1965.
(7) [1986] 2 C. M. L. R. 400.

## 三

先に紹介した諸判例は、初期の加盟国裁判所において、公序に関する問題にふれているが、ＥＣ裁判所に付託された事件は、もっぱら第二七条(2)の送達と管轄に関する問題である。加盟国が基本的には同質であり、条約の性格が国家間で比較的共通性をもつ民事・商事判決の問題であることを考えれば公序の問題が論ぜられることは稀であり、管

轄に関する問題が中心になるものといえよう。EC裁判所に付託されたものについてみると、第一条・条約の適用範囲、第五条・特別管轄、第一三・一四・一五条・賦払売買及び賦払貸借の裁判管轄、第一六条・専属管轄、第一七・一八条・管轄の合意、第一九条・裁判管轄の審査などの事件が多く、それ以外は第三一、三三、三七、四〇条といった強制執行に関する事件と第五五条の他の条約との関係を扱っているのであり、件数においても管轄に及ぶ事例が多くを占めている。

第一条に関しては、第一条(2)により破産は条約の適用外とされているが、この場合に破産後に債務に当る部分の支払をするのは、一般の債務ではなくて破産法に関係するものとして条約の適用から排除される。[1] 第一条(1)の婚姻財産について、身分に密接に結びついていたり、婚姻関係或はその解消の結果から生ずる当事者の財産関係には条約の適用は排除されるが、婚姻と関係のない当事者間の財産関係は条約の範囲内にある。[2] 公権力の行使に関係して公の機関に関係している私人は、公の権限を行っているのであるから、条約にいう民商事事項に入るわけでない[3]といった一般的な解釈が示されている。

第五条の特別管轄においては、不法行為事件であるが、オランダの会社が、ライン河の汚水によって損害を蒙ったことに対し、汚水源であるフランスの鉱山をオランダ裁判所に提訴したことについて、第五条(3)「不法行為又は準不法行為に関しては、原因たる事実発生地の裁判所」とあり、これは原因の発生地（フランス）ととるのか、被害発生地（オランダ）と考えるかについて付託され、EC裁判所は、何れをとるかについては原告の選択に任せられているものであり、狭い字句上の解釈をしていない。[4] 一九七八年には、ザールランドで事業を行っている。フランスに本店をもつ会社に対して、ドイツのガス採鉱業者が安全措置を用いるように、ドイツ裁判所へ提訴するに当って、フランスの会社が書面にザールランドの住所を記載していることが、第五条(5)「支店、代理店その他の営業に関する紛争については、これらの施設の所在地の裁判所」における、所在地に当るかを付託している。EC裁判所は、支店、代理

店の機能から考えるべきであり、支店、代理店の運営にとって正当なものであるが、そこで行う事業の性質を考えるものであって、事実にてらして国内裁判所が決定すべきことである、といった内容の先行決定を出している。(5) 同じく第五条(5)について Blanckaert 事件がある、これはベルギーに本店をもつ会社の商品のドイツにおける代理店 Blanckaert が、ドイツにおける販売網を拡大するために Trost という会社にドイツ国内における一定地域での販売を委せた。後に Trost はそれ以外のベルギー製品の販売も行っていたので、この契約は解消された。Trost は手数料支払を求めドイツ裁判所に提訴し、Blanckaert は判決執行上の管轄を問題としている。この事件は上訴され、ドイツ連邦裁判所はＥＣ裁判所に付託した。商業代理人が条約における代理人に当るかということが問題となった。ＥＣ裁判所はこの場合の代理人はベルギーの本店の統制の下にない代理人は条約にいう代理人に当らないと考えている。(6)

第五条(1)の契約の履行地の解釈については、一九八四年に Martin Peters 事件はオランダの取引協会が、その会員であるドイツ会社の負担金不払に対してオランダの裁判所に提訴したもので、契約の問題であるから条約適用の場合に当るというのである。ＥＣ裁判所は当事間を契約によって結びついているのであり、協会と会員も同じく契約によって結ばれているといえるから条約による契約の問題であるといっている。(7) Effer 事件は、イタリアの製造業者が製品をドイツで販売するためにドイツ会社 Hykra に委託した。製品がドイツにおける特許侵害のおそれがあったので、Hykra はドイツ弁護士 Kantner に調査を依頼した、Hykra は破産してしまい、Kantner は Effer に手数料を請求したが、Effer は自分と Kantner の間には契約がないのであるから、ドイツ裁判所において訴訟はできないと主張した。下級裁判所はいずれも Kantner を勝訴としているが、ドイツ連邦最高裁判所は、この場合に条約第五条(1)の契約履行地の原則によって管轄権を行使できるかどうかを付託している。ＥＣ裁判所はドイツ裁判所の管轄権を認め、そこで契約関係が存在するかどうかを審査し、実質上の問題につて管轄しうるかを定めることになるとしている。これに加えて、条約はさまざまの言語で作成されているから解釈の相違を生ずることが考えられるが、条文の

文言と共に条約の目的を考えるべきであり、条約の目標は複数の加盟国における競合する訴訟を避けることにあり、このことから当事者の利益のために、領域上紛争解決の資格をもった国内裁判所に管轄権を与えているものと考えられるといった一般的な説明が加えられている。(8)

(1) Henri Gourdain v. Franz Nadler, E. C. J. (143/78) [1979] 2 C. M. L. R. 547.
(2) Jacques de Cavel v. Luise de Cavel, E. C. J. (143/78) [1979] 2 C. M. L. R. 547.
(3) State of Netherland v. Reinhold Ruffer, E. C. J. (814/79) [1981] 3 C. M. L. R. 298.
(4) Handelswekerij G. J. Bier B. V. and Stichting Reinwater (The Reinwater Foundation) v. Mines de Potasse D'Alsace S. A., E. C. J. (21/76) [1977] 1 C. M. L. R. 284.
(5) Etablissements Somafer S. A. v. Saar-Ferngas A. G., E. C. J. (33/78) [1979] 1 C. M. L. R. 490.
(6) Blanckaert and Willems P. V. B. A. v. Luise Trost, E. C. J. (139/80) [1982] 2 C. M. L. R. 1.
(7) Martin Peters Bauuntermehmung GmbH v. Zuid Nederlandse Alanemers Vereniging (South Netherlands Contractor's Association) E. C. J. (34/82) [1982] 2 C. M. L. R. 605.
(8) Effer SpA v. Kantner, E. C. J. (38/81) [1984] 2 C. M. L. R. 667.

## 四

EC裁判所への付託が多く見られるのは、第一七・第一八条の合意管轄の分野である。ここでその推移を紹介したい。

一九七八年の Meeth 事件はフランスとドイツの会社間の契約において、被告の住所地を法廷地とする合意があった。フランスの会社がドイツ会社を被告としてドイツ裁判所に提訴したが、ドイツ会社はフランス会社に対して反訴を出している。事件はドイツ裁判所からEC裁判所に付託された。それは条約第一七条はこのように法廷地の決定を

認めるかどうか、それが認められるとすると反訴を出した当事者の請求はどこの法廷地の問題になるのかといったことである。ＥＣ裁判所は、契約によってそれぞれの被告たりうる者の住所地を基礎にして複数の法廷地についての合意は認める。そして、被告側の反訴や相殺の問題は契約の法廷地選択条項の考えにもとづいて、その裁判所において行われることになるものと考えている。[1] Zegler 事件は、ドイツ国民とイタリア国民の間の契約であるが、債務の履行地はドイツであったのでドイツ裁判所に提訴されたものである。裁判所は口頭での契約地が第一七条による管轄の合意まであったことは考えず、第五条(1)による契約履行地を法廷地にするものと考えている、すなわち契約そのものとは別に管轄のための合意を必要としているのである。[2] Porta Leasing はドイツ原告がルクセンブルグの被告との間に車の賃貸契約を結んだ、契約には印刷された標準契約の中に「この契約上の債権についての履行地ならびに管轄地は、賃貸人が事業所を持つ場所」とされていたので、ドイツ裁判所に提訴したが、ドイツの裁判所では条約による合意はルクセンブルグに居住する者が明示的に合意していることを必要とし、本契約とは別の文書において合意することを必要とすると考えられる判決であった。そこで、控訴審は、標準約款における管轄権の承認が条約第一七条にいう合意に当るかの解釈を求めている。ＥＣ裁判所は、管轄を合意するに当っては、明示の合意と、特定の合意が必要とされるのであり、管轄の合意のあることが明らかな条項があり、その条項に合意していることを明らかにするその合意についての署名が必要であるといっているが、契約そのものと別の文書を必要とするわけではないと考えている。[3]

Elefanten 事件はベルギー国民の原告がドイツ会社の販売代理人として、ベルギーにあるドイツ会社 Elefanten の機関である Elefanten N. V. の指示に従って営業していたが、ドイツ会社とそのベルギー内の機関によって契約を解除されたのでベルギー裁判所に提訴した。契約はドイツ語で作成され、ドイツ裁判所を管轄地とすることが定められていた。原告はベルギー裁判所法によると、この種の訴は営業地の裁判所へ提訴されるものであり、ベルギー裁判所法はそれに反する合意は認めていない、また契約は（ベルギー国語の一つである）オランダ語で作成されることにな

っていると主張している。ベルギー裁判所はベルギー法にもとづいて管轄はベルギー裁判所にあるものとしている。ドイツ会社は条約にもとづいて、この事件はドイツ裁判所の管轄とすべきものであると争っている。これに対する原告は、この事件の当事者の一人 Elefanten N. V. はベルギー内に所在するので条約第六条(1)[4]によってベルギー裁判所の管轄となしうること、条約第一八条によると、被告は出頭によって管轄を承認するのであるから、この場合にベルギー裁判所の管轄権を認めているといえることを指摘している。問題は条約第一七条による合意管轄が認められるかといったことにある。EC裁判所は、合意管轄があっても条約第一八条の適用はされる、それは被告が管轄権を争うだけでなく本案を争うために出頭しているなら出頭にもとづいて管轄権を承認しているといえるのである。しかしながらオランダ語で書くという要件については、それによって合意の効力を否定することは出来ないものといっている。Elefanten N. V. は上訴手続期間が過ぎていたのでその上訴は認められなかったために複数の当事者の問題に対しては答えられていない。[5] 同じ頃の Etablissements Rohr 事件は、フランス会社とドイツ会社との契約において、ドイツ裁判所に管轄があると合意されていると考えられることから、ドイツ会社がフランス会社をドイツにおいて提訴し、後にフランスにおける執行を求めたのに対して、フランス会社がドイツにおける管轄権の欠如を理由にドイツ判決の執行を否定するために訴えている。フランス側被告によるとドイツにおいて本案を争うことなしに管轄権についての異議申し立てする権利がなくなってしまうのであって、条約第二七条(1)にいう公序に反することになるのではないかというのである。EC裁判所はこの場合に被告は管轄権を争うだけでなく、管轄権に異議申し立てる権利を失わずに、選択的に本案を争うことができるものであり、条約にもとづく判決の効力を認めているのである。[6]

Partenreederei 事件は、ベルギー会社がアメリカから購入する木材をドイツ会社に輸送するように依頼した、ベルギー到着時に損害が生じていたので、ベルギー会社はドイツ会社をベルギー裁判所に提訴した、ところが船荷証券の裏面に「本船荷証券上の争はハンブルグ裁判所により決定される。」との印刷があるので、ドイツ側被告はベルギー

には管轄権がないものと争っている。ベルギー下級裁判所はベルギーに管轄があるものとしているが、同最高裁判所はＥＣ裁判所に付託している。ＥＣ裁判所は、書面によって明示され、当事者間の明白な目的となっていて、また、当事者間の継続的契約関係にもとづいているなら印刷されたものでも条約第一七条を充足する書面といえる。運送依頼人と運送人との間において管轄条項が有効であるなら、運送人と船荷証券の間においても有効である。所持人は運送依頼人の権利を承継しているものであると考えている。この事件は Porta Leasing 事件におけるよりも印刷された書面の効力をゆるやかに考えている。(7) Gerling 事件は、一九五九年の国際道路運送条約にもとづいて、運送に当る車輛が各国の機関の発行する書面を受けるものとし、この書面を所持する者に対して、手数料、罰金などの支払について国の機関の保障がされることになっていた。イタリアの機関がこのためにドイツの保険団体と保険契約を結んでいた。イタリアの機関が保険会社団体に保険金支払を請求した。一九六一年の契約では国の機関の所在地が管轄地であることを定めていたのである。保険者側は、イタリアの機関はこの管轄権についての合意に署名していないのであり、条約第一七条は書面を必要としていると主張している。ＥＣ裁判所はこの保険は第三者の利益のためにされているものであり、たとえ署名がなくても当事者はそれを信頼しているものであり条約第一七条の要件を満たしているといえる。また、第一八条は被告に管轄権を争うだけでなく、管轄権に異議を申し立てる権利を失わずに本案を抗弁することも認められるといった先の考え方をくりかえしている。(8) 一九八四年の Spitzley 事件は、フランスの会社が原告となって、ドイツ被告をドイツ裁判所に提訴した、被告は自分の夫が原告に対して債権を持っており、その債権と被告の債務を相殺するように申し立てた。被告の夫と原告の契約によると、紛争は原告の住所地であるフランスが管轄とするとの合意があった、そこでドイツの裁判所において相殺について管轄できるかが問題となった。地方裁判所は相殺はなしうるものとしたが控訴され、控訴裁判所はＥＣ裁判所に付託しているのである。ＥＣ裁判所は、原告はドイツ裁判所に出頭し、相殺に対する抗弁をしているのであり、条約第一八条により管轄を認めているので、ドイツ

裁判所が本来の請求と共に、相殺についても管轄しうるものと考えている。(9)

(1) Nikolaus Meeth v. Glacetal Sàrl E. C. J. (23/78) 〔1979〕1 C. M. L. R. 520.

(2) Siegfried Zelger v. Sebastiano Salinitri E. C. J. (56/79) 〔1980〕2 C. M. L. R. 635.

(3) Porta-Leasing GmbH v. Prestige International S. A., E. C. J. (784/79), 〔1981〕1 C. M. L. R. 135.

(4) 第六条締約国の領土上に住所を有する者は、これをつぎの裁判所に召喚することができる。

1、被告が複数のときは、そのうちの一人が住所を有する地の裁判所。

この問題はアメリカ連邦裁判所において州籍の相違 diversity of citizenship による管轄に当って、複数の当事者の場合に、一人でも相違がなければ、州籍の相違と考えない理論と類似している。

(5) Elefanten Schuh GmbH v. Pierre Jacomain, E. C. J. (150/80) 〔1982〕3 C. M. L. R. 1.

(6) Etablissements Rohr S. A. v. Diona Ossberger Turbinenfbrik. E. C. J. (27/31) 〔1982〕3 C. M. L. R. 29.

(7) Partenrederei m. s. "Tilly Russ" and Ernst Russ v. Haven and Vervoerbedrut Nova N. V. and Goeminnt Hout N. V., E. C. J. (71/83) 〔1984〕3 C. M. L. R. 498.

(8) Gerling Konzeren Speziale Kreditversicherung Ade v. Administrazione del Tesora dello Stato, E. C. J. (201/82) 〔1984〕3 C. M. L. R. 638.

(9) Hannelore Spitzeley v. Sommer Exploitation S. A., E. C. J. (48/84), 〔1985〕2 C. M. L. R. 507.

## 五

判例は事件に応じて現れるものであるから条約について網羅的に裁判所の解釈が行われるものではない。また条約が制定されてから比較的短い期間であるので判例の蓄積においても必しも充分にえられているわけではないから一般化された原則とすることも困難であろう。その中にあって条約二七条および管轄権についてはすでにいくつかの判例の蓄積をえたものといえる。第二七条においても(1)にいう公序の問題はEC加盟国間においてこれを理由とする抵触

が多く生ずるものではなく、多くは(2)の訴状の送達と、管轄権の主張が正当といえるかといった、いささか技術的といえる領域にあてられているといえる。ＥＣ裁判所に付託された事件の他に各加盟国の国内裁判所における判例を European Law Digest から見ても第二七条、第一七条、第五条が問題とされることが多いといった傾向が見られる。加盟国の司法制度に相違がある以上はこのような手続上の問題についても容易に統一的解釈がなされることはなく、ＥＣ裁判所へ付託されることも絶えないと思われるが、判例の蓄積が共通化された原則への展開にいたるであろうことも期待されよう。